

（基準の特例）

第55条 この章の規定は、消防用設備等について、消防長が防火対象物の位置、構造若しくは設備の状況から判断して、この章の規定による消防用設備等の基準によらなくても、火災の発生若しくは延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度にとどめることができる」と認めるとき、又はこの章の規定により設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて令第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を同条第2項の規定により設置し、及び維持するときにおいては、適用しない。

※ 改正経過：制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔平成17年条例第7号〕

【趣旨】

本条は、政令第7条に掲げる消防用設備等の設置及び維持に関する基準の特例について定めたものである。

【解説】

- 1 本条は、個々の防火対象物の位置、構造又は設備の状況により、第5章の規定に基づく消防用設備等の基準と同等以上の効果があると認められる場合があることが予想されることから、この場合における第5章に規定する技術上の基準の適用については、消防長が個々に防火対象物の防火安全性を判断して技術上の基準の適用除外が認められるものであることを規定したものである。
- 2 「防火安全性能」とは、火災の拡大を初期に抑制する性能、火災時に安全に避難することを支援する性能又は消防隊による活動を支援する性能をいう。
- 3 本条の基準の特例を適用する前提は、防火対象物の位置、構造又は設備の状況という物的な側面（ハード面）での代替措置又は具体的な環境条件が存在することが必要であり、単に防火対象物における防火管理が適切に行われ、あるいは消防法令の基準以上に行われているというような運用管理的な側面（ソフト面）での要素は、特例適用の要件にはならない。
- 4 本条の規定を適用するか否かについては、消防長が判断することになる。防火対象物の関係者や消防用設備等の設計者が判断するものではないため、注意する必要がある。
- 5 消防長が本条による規定の適用の可否を判断する場合は、「防火対象物の位置」、「防火対象物の構造」又は「防火対象物の設備」の状況から判断して、第5章の規定による消防用設備等の基準によらなくても「火災の発生若しくは延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度にとどめることができる」と認められることができること、又は「第5章の規定に係る消防用設備等に代えて政令第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を同条第2項の規定により設置し、及び維持すること」の要件が満たされているかどうかで判断することになる。
- 6 ここで、本条については、従前は「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより、この節の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると認めるとき」は、本条を適用しないという特例基準として設けていた。このことについて、平成16年の政令改正（平成16年政令第19号）により、新たに政令第29条の4として「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準」が設けられることになった。これは、政令基準に従って設置し、維持する消防用設備等に代えて当該設備等が政令第32条の特例基準の規定によらなくても使用できるということであるが、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準が条例基準と同等以上の防火安全性を有するのであれば、当該設備等の設置及び維持を認めることが防火安全上も適当である。当該設備等については、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成16年総務省令第92号）により、条例基準と同等以上の防火安全性能を有しているパッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火

【第55条（基準の特例）】

設備が定められたところである。当該設備等については、今後も技術的知見が確立されたものについて順次追加されていくことになるが、札幌市では、その全てを把握することが可能であり、「予想しない特殊な消防用設備等」には該当しないことから、平成17年に本条を改正し、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」を政令に定める基準に従って設置し、維持することができる場合には、本条を適用しなくても対応できるようにした。なお、新規に開発される予想できない特殊な消防用設備等については、「特殊消防用設備等」として設置及び維持されることとなる。

- 7 本条において留意しなければならないのは、本条の対象は、あくまでも第5章に規定する内容であり、政令及び省令に規定する消防用設備等の設置場所、技術基準については、政令第32条に規定されている基準の特例が適用されるため、本条の対象とはならない。